

事前相談・事前協議

【窓口】各総合支庁建築課 審査指導担当

認定基準  
(第2項第1号)

包括同意基準  
(第2項第2号)

建築審査会  
附議基準  
(第2項第2号)

回答

※基準適合の確認や現地調査を経て回答しますので、相応の時間を要します。

認定・許可相当となった場合

認定・許可申請

【提出窓口】各市町村 建築主務課

消防同意

県庁建築住宅課  
(各総合支庁建築課 経由)

建築審査会  
(年3回開催)

同意

認定

許可

※書類整備や不備事項の修正、建築審査会への諮問等により、相応の時間を要します。

建築確認申請